◇　（改定）埼玉県人権施策推進指針　施策体系　◇

人権施策の推進方向

Ⅰ あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

1　人権教育

《基本的な方針》
○県民が主体となる人権教育
○生涯を通じた人権教育
○人権感覚を培う人権教育
○共生の心を醸成する人権教育

（1）学校等における人権教育
- 発達段階に応じた人権教育の推進
- 人権教育の研究推進
- 教育相談体制の充実
- 教職員に対する研修会等の充実

（2）家庭、地域社会における人権教育
- 家庭教育における人権感覚の定着と支援体制の充実
- 地域社会における人権教育の推進
- 人権教育の指導内容、指導方法の工夫・改善
- 人権教育指導者の養成と研修の充実

2　人権啓発

（1）県民全般に対する人権啓発
- 県民への啓発
- 企業等への啓発
- 人権に関わりの深い職業に従事する者への啓発
- ＮＰＯ等との連携強化

（2）職員に対する人権啓発
- 行政職員・教職員・警察職員
- 消防職員・医療関係職員
- 福祉・保健関係職員に対する研修の充実

Ⅱ 相談・支援の推進

- 相談機関相互の連携強化
- 相談機関の充実
- 保護･支援の充実
- 救済（苦情解決等）に向けた取組の充実
- ＮＰＯ等との連携強化

Ⅲ 県民、ＮＰＯ、企業等と協働した地域づくりの実施

- 人権尊重社会をめざす県民運動の推進
- ＮＰＯ、ボランティア等との連携強化
- 住民参加による地域社会づくりの促進
- 福祉のまちづくりの推進